

福岡県介護福祉士実務者研修受講資金 貸付規程細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県介護福祉士実務者研修受講資金貸付規程（以下、「貸付規程」という。）第25条の規定に基づき、修学資金の貸付けに当たり必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この細則において使用する用語の定義は、貸付規程において使用する用語の定義の例による。

(県の役割)

第2条 貸付規程第2条の知事の指導及び助言の内容は、次の各号に掲げるものをいう。

一 返還期間の承認

貸付規程第8条第2項に基づき、県社協が個別の事例ごとに同条第1項に規定する返還期間より長期の返還期間を設定しようとする場合、それを承認すること。

二 長期間所在不明者等に対する返還債務の裁量免除の承認

貸付規程第11条第2号により、県社協が返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合、その内容を承認すること。

三 その他知事が貸付事業の適切かつ効果的な実施に当たって必要と考える指導・助言を行うこと。

(貸付対象者等)

第3条 貸付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものとする。

一 次のイからハのいずれかに該当する者

イ 県内に住民登録をしている者で、卒業後に県の区域において貸付規程第7条第1項第1号に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ロ 県内の実務者研修施設（貸付規程第1条の実務者研修施設をいう。）の学生であって、卒業後に県の区域において貸付規程第7条第1項に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ハ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度において県内に住民登録をしていた者であり、かつ、実務者研修施設の修学のため転居したものであって、卒業後に県の区域において貸付規程第7条第1項に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

二 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者。

- 三 前号の家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるものの収入額の基準は、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の家計額基準を満たすものであること。
- 四 同種の修学資金又は修学に係る公的な経済支援を他の者から受けていないこと。
- 五 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行により、平成28年4月1日から、介護福祉士国家試験の受験資格として、3年以上介護等の業務に従事することに加え、実務者研修施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することが要件となっていることから、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもと、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業を実施することとする。
- 2 県社協会長は、貸付対象者の選定に当たっては、県内の介護施設・事業所から推薦を求めること等により、公正かつ適切に行わなければならないものとする。
- 3 貸付規程第3条第2号の「実務者研修施設に在学する期間」は、原則として正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができるものとする。
- 4 貸付規程第3条第3号の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、実務者研修施設に支払うべき納付金の額にかかわらず、貸付対象者の希望する額を貸付規程第3条第3号に定める額の範囲内で貸し付けることができるものとする。

（連帯保証人について）

- 第4条** 貸付規程第5条第3項に規定する「本事業による貸付けに係る債務を弁済する能力を有する者」は、以下の一又は二のいずれかの要件を満たす者とする。
- 一 本貸付制度による貸付けを受けていない者であること
 - 二 債務を保証する貸付対象者の貸付予定額以上に資産を有する法人であること。この場合において、貸付予定額の合計が資産額を超えない限りは、当該法人は複数の貸付対象者の連帯保証人となることができる。

（貸付金の支払方法について）

- 第5条** 実務者研修受講資金は、貸付決定後、随時口座振込により支払うものとする。

（貸付契約の解除について）

- 第6条** 貸付規程第6条第1項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 三 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - 四 死亡したとき。

五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還の債務の当然免除について)

- 第7条** 県社協会長は、貸付規程第7条の適用に当たっては、貸付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行わなければならないものとする。
- 2 介護福祉士資格取得者が貸付規程第7条第1項「別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という。）として従事することができなかつた場合であつて、実務者研修施設卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、県社協会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、貸付規程第7条第1項第1号の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えることができるものとする。
- 3 貸付規程第7条第1項第1号、第8条及び第10条第2項第2号の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等、貸付規程第7条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかつた場合又は国家試験に合格できなかつた場合であつて、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、貸付規程第7条第1項第1号に規定する「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えることができるものとする。
- 5 貸付規程第7条第1項第1号の「2年」の計算については、次に掲げる方法を標準として県社協会長が定めることとする。
- なお、ホームヘルパーの業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。
- 一 2年 在職期間が通算720日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

(返還について)

- 第8条** 貸付規程第8条第1項第2号に係る返還は、本事業が貸付規程第7条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、県社協会長は、その適用以前に、貸付けを受けた者に対して就労又は就労継続に係る相談支援等を行い、貸付規程第9条に基づく貸付額に係る返還の債務の免除ができるよう努めるものとする。

(返還の債務の裁量免除)

- 第9条** 貸付規程第11条第1号及び第2号に係る返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行つてもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむを得ないと判断した場合に限り、個別に適用する。

また、貸付規程第11条第3号に係る返還の債務の裁量免除は、本事業が貸付規程第7条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に、貸付を受けた者に対して就労継続に係る相談支援等を行い、貸付規程第7条に基づく貸付額に係る返還の債務の免除ができるよう努めるものとする。

なお、貸付規程第11条第3号の返還の債務の裁量免除に当たっては、機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用することとし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

- 2 裁量免除の額は、第7条第5項に規定する計算方法に基づき、県内において貸付規程第7条に規定する業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（貸付台帳の作成）

- 第10条** 貸付けの決定を行った者については、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月8日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月29日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月14日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月2日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日に改正し、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月29日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

なお、附則に定める日前に改正前の規程に基づく貸付決定を受けた者の取り扱いについては、従前の規程による。